

公立大学法人神戸市看護大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2021年9月21日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第7号

公立大学法人神戸市看護大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

公立大学法人神戸市看護大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（2019年4月規程第54号）の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p>第5章 休暇（第20条―<u>第30条</u>）</p> <p>第6章 補則（<u>第31条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（適用範囲）</p> <p>第2条 この規程は、次の各号に掲げる職員（以下「職員」という。）について適用する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>契約事務職員等就業規則第3条に規定する職員</u></p> <hr/> <p>第5条 略</p> <p>2 次の各号に掲げる職員（以下「短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き、別表第1に定める時間とする。</p> <p>(1) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項の規定に基づき神戸市から公立大学法人神戸市看護大学（以下「法人」という。）に派遣された職員（以下「市派遣職員」という。）のうち地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>（週休日及び勤務時間の割振り）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 <u>理事長は、月曜日から金曜日までの5日間（短時間勤務職員にあっては、これらの日のうち週休日以外の日）において、勤務時間を割り振るものとする。</u></p> <p>3 <u>理事長は、業務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員について</u></p>	<p><u>第26条</u></p> <p><u>第27条</u></p> <p><u>及び公立大学法人神戸市看護大学特任教員</u> <u>に関する規程（2020年4月規程第22号）に定める特任教員（専ら特定の授業担当する特任教員を除く。以下「特任教員」という。）（以下「契約事務職員等」という。）</u></p> <p><u>及び理事長が指定する契約事務職員等</u> <u>（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）</u></p> <p><u>法定休日</u></p> <p><u>2 日曜日は、労基法第35条第1項の規定による休日とする。</u></p>

は、前2項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別表第2のとおりとする。

4 理事長は、職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この条において同じ。）について、始業及び就業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが業務の運営に支障がないと認める場合には、第2項の規定にかかわらず、細則で定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として細則で定める期間（以下この項及び次項において「単位期間」という。）ごとの期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

5 理事長は、次に掲げる職員（育児短時間勤務職員を除く。）について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが業務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、細則で定めるところにより、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

(1) 子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として細則で定める者を含む。）の養育又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他細則で定める者の介護をする職員であって、細則で定めるもの

(2) 前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として細則で定めるもの

（職員の勤務時間の割振り）

第6条の2 理事長は、月曜日から金曜日までの5日間（短時間勤務職員にあつては、これらの日のうち週休日以外の日）において、勤務時間を割り振るものとする。

2 理事長は、業務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員については、前条第1項及び前項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別表第2のとおりとする。

3 理事長は、職員（細則で定める職員を除く。以下この条において同じ。）について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが業務の運営に支障がないと認める場合には、第1項の規定にかかわらず、細則で定めるところにより、次の各号に掲げる職員の申告を経て、当該各号に定める期間（次項において「単位期間」という。）ごとの期間につき第5条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

(休憩時間)

第7条 理事長は、勤務時間が6時間を超える場合には少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中で置かなければならない。

2 前条第2項の規定に基づき勤務時間を割り振る場合の休憩時間は、午後0時から午後1時までとする。ただし、業務の性質上これによることができないときは、別に定めることができる。

3 略

(職員の休日)

第8条 次に掲げる日は、職員の休日とする。

- (1), (2) 略
- (3) 第18条の規定により振り替えられる日

2 略

(専門業務型裁量労働制)

第10条 職員就業規則第3条に規定する教員\_\_\_\_\_ (助教を除く。) については、労基法第38条の3に規定する手続を経て専門業務型裁量労働制を適用する。

- (1) 教員及び特任教員 (助教に限る。) 3月間
- (2) 職員 (教員及び特任教員を除く。) 4週間を超えない範囲内で週を単位として細則で定める期間

4 理事長は、次に掲げる職員 (育児短時間勤務職員を除く。) について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、前条第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが業務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、細則で定めるところにより、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき前条第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき第5条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

- (1) 子 (民法 (明治29年法律第89号) 第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者 (当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)) であつて、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として細則で定める者を含む。) の養育又は配偶者 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他細則で定める者の介護をする職員であつて、細則で定めるもの

- (2) 前号に掲げる職員の状況に類する状況にある職員として細則で定めるもの

7時間45分

前条第1項

第15条

及び特任教員

2 略

3 専門業務型裁量労働制を適用する教員\_\_\_\_\_（以下この条において「裁量労働教員」という。）の始業時刻は、業務遂行の必要に応じ、当該裁量労働教員の裁量により具体的な時間配分を決定するものとする。

4 休憩時間は、勤務時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間とする。ただし、業務遂行上の必要による休憩時間の変更は、弾力的に適用し、時間については裁量労働教員の裁量により設定するものとする。

5～7 略

（週休日の振替）

第15条 理事長は、職員に第6条第1項の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、細則の定めるところにより、第6条第1項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）のうち細則で定める期間内にある勤務日（裁量労働教員にあっては、勤務日）を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

（妊娠中の職員等の勤務制限）

第19条 理事長は、妊娠中の職員及び産後1年を経過しない職員が請求した場合においては、時間外勤務、週休日等の勤務又は夜間の勤務をさせないものとする。

（休暇の単位）

第21条 休暇の単位は、1日を単位として与える。ただし、次の各号に掲げる休暇（裁量労働教員に係る休暇を除く。）については、当該各号に定める日、時間又は分を単位として与える。

- (1) 年次有給休暇及び特別休暇（子の看護休暇及び短期の介護休暇に限る。） 1日、半日、1時間又は45分
- (2) 特別休暇（出産補助休暇、育児参加休暇、夏季休暇及び社会貢献活動休暇に限る。） 1日又は半日
- (3) 介護時間 15分

2 前項の規定にかかわらず、短時間勤務職員のうち1日の勤務時間が7時間45分未満の者に係る次の各号に掲げる休暇については、当該各号に定める日、時間又は分を単位として与える。

- (1) 年次有給休暇及び特別休暇（子の看護休暇及び短期の介護休暇に限る。） 1日、1時間又は45分（1日の勤務時間が4時間45分未満の者については、1日又は1時間）
- (2) 特別休暇（子の看護休暇及び短期の介護休暇を除く。） 1日
- (3) 介護時間 15分

3 第1項の規定にかかわらず、病気休暇については、1日を単位として与える。ただし、長期にわたり正規の勤務時間に通院治療を行わなければならない特別の事情があると理事長が認める場合は、15分を単位として与えることができる。

及び特任教員

7時間45分

第6条の2第1項

深夜

（年次有給休暇）

第21条 年次有給休暇は、1年度ごとにおける休暇とし、その日数は、1年度において20日を超えない範囲内で細則で定める日数とする。

- 2 前項の年次有給休暇の全日数をその年度に与えなかった職員については、その休暇の残日数は、その年度の翌年度中にこれを与えるものとする。
- 3 理事長は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが業務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

4 時間又は分を単位として与えた休暇を日に換算する場合は、7時間45分をもって1日とする。ただし、短時間勤務職員のうち、1日の勤務時間が7時間45分未満の者にあつては、この限りでない。

(年次有給休暇の日数)

第22条 年次有給休暇は、1の年度（4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものをいう。以下同じ。）ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年度において20日とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する職員の年次有給休暇の日数は、それぞれ当該各号に定める日数とする。

(1) 前年度中に欠勤した者 18日

(2) 4月以降の新規採用者及び復職者（休職発令の年度における復職者を除く。）次に定める採用し、又は復職した月の区分に応じ、それぞれ次に定める日数

ア 4月 18日

イ 5月 17日

ウ 6月 16日

エ 7月 15日

オ 8月 13日

カ 9月 11日

キ 10月 10日

ク 11月 8日

ケ 12月 7日

コ 1月 5日

サ 2月 3日

シ 3月 1日

2 前項第1号の規定にかかわらず、前年度中の欠勤日数が60日以内の者に対しては、1の年度を通じて20日の年次有給休暇を与える。

3 第1項第2号の規定にかかわらず、4月1日に採用され、又は復職する者に対しては、1の年度を通じて20日の年次有給休暇を与える。

4 短時間勤務職員の年次有給休暇の日数は、前3項の規定にかかわらず、これらの規定による年次有給休暇の日数に短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。ただし、その日数が労基法第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

(年次有給休暇の繰越し)

第23条 前条の年次有給休暇の全日数をその年度に与えなかった職員については、その休暇の残

(病気休暇)

第22条 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。

(特別休暇)

第23条 特別休暇は、結婚、出産その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場

日数は、その年度の翌年度中にこれを与えるものとする。

(年次有給休暇の時季変更権)

第24条 理事長は、年次有給休暇を職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが業務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

(病気休暇)

第24条の2 病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため、療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。

2 病気休暇の期間は、90日（週休日等を含む。）の範囲内で、医師の証明等に基づき最小限度必要と認める期間とする。ただし、取得した病気休暇の末日から6箇月（休職の期間、育児休業の期間、1日を単位とする介護休業の期間、停職の期間、自己啓発等休業の期間、配偶者同行休業の期間及び高齢者部分休業の承認を受けて1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しない日を除く。）以内に再び病気休暇を取得する場合には、前の病気休暇の期間を通算する。

(病気休暇等の承認)

第25条 特別休暇は、生理休暇、産前休暇、産後休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、結婚休暇、忌服休暇、年次祭し休暇、夏季休暇、社会貢献活動休暇、子の看護休暇及び短期の介護休業とする。

2 病気休暇及び特別休暇の期間については、日数で定められているものを除き、週休日及び職員の休日を含むものとする。

3 特別休暇の付与要件及び日数は、別表第3に定める要件とする。

(育児時間)

第26条 生後満1年8週に達するまでの子を育てる職員に対して、請求により1日2回各々45分の育児時間を与える。ただし、1日の勤務時間が4時間45分未満の者については、1日1回45分の育児時間を与える。

(介護時間)

第27条 介護時間は、職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他次項で定める

合として細則で定める場合における休暇とする。この場合において、細則で定める特別休暇については、細則でその期間を定める。

(介護時間)

第24条 介護時間は、第2条第1号に規定する職員が要介護者の介護をするため、要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他細則で定める者で負傷、疾病又は老齢により細則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る公立大学法人神戸市看護大学職員の介護休業に関する規程（2019年4月規程第57号）第7条第1項に規定する介護休業期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

(病気休暇、特別休暇及び介護時間の承認)

第25条 病気休暇、特別休暇（細則で定めるものを除く。）及び介護時間については、細則の定めるところにより、理事長の承認を受けなければならない。

(細則への委任)

第26条 第10条から前条までに規程するもののほか、休暇に関する手続その他の休暇に関し必要な事項は、細則で定める。

者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る介護休業規程第7条第1項に規定する介護休業期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 前項に規定する次項で定める者は、次の各号に掲げる者(第2号に規定する者にあつては、職員と同居しているものに限る。)とする。

(1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹

(2) 職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で次に定める者

ア 父母の配偶者

イ 配偶者の父母の配偶者

ウ 子の配偶者

エ 配偶者の子

3 介護時間の時間は、第1項に規定する期間内において1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間(育児休業規程第20条の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

(病気休暇等の承認)

第28条 病気休暇、特別休暇(産前休暇及び産後休暇を除く。以下同じ。)、育児時間及び介護時間について承認を受けようとする職員は、事前に理事長に願い出なければならない。ただし、特別休暇のうち忌服休暇を受ける場合又はやむを得ない事情により事前に休暇の願い出をすることができなかった場合については、この限りでない。

2 職員は、前項ただし書の場合においては、当該休暇を受けるべき事由の生じたときからできるだけ速やかに、理事長に願い出て承認を受けなければならない。

3 理事長は、介護時間の請求について、前条第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち業務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

(転籍出向者の休暇)

第29条 職員就業規則第14条の規定に基づく出向のために退職した職員(以下「転籍出向者」という。)が理事長に採用された場合の休暇の日数については、当該地方公共団体等の業務に従事していた間も法人に在職していたものとみなして、各条の規定により定められた日数とする。

2 前項の場合において、当該転籍出向者が当該地方公共団体等から与えられた各休暇及び

当該転籍出向者の当該地方公共団体等に対する欠勤は、当該転籍出向者が理事長から与えられた各休暇及び理事長に対する欠勤とみなす。

(給与の取扱い)

第30条 理事長は、年次有給休暇、特別休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合は、給与を支給するものとする。

(施行細則の委任)

第31条 略

別表第2 (第6条関係)

略

別表第3 (第25条関係)

(1) 付与要件及び日数

特別 休暇	付与要件	日数
生理 休暇	(1) 次のアからオまでのいずれかに該当する業務に従事する女性職員が生理日に休養を願い出たとき。 ア 大部分の労働時間が立ち作業又は下し作業を必要とする業務 イ 著しく精神的又は神経的な緊張を必要とする業務 ウ 任意に作業を中断することができない業務 エ 運搬、けん引、持ち上げその他相当の肉体的労働を必要とする業務 オ 身体の動揺、振動又は衝撃を伴う業務 (2) 生理日の就業が著しく困難な女性職員が休養を願い出たとき。	必要日数
産前 休暇	出産予定の女性職員が産前の休養を請求したとき。	(1) 出産予定日以前8週間 (多胎妊娠の場合にあつては、14週間) (2) 出産が出産予定日より遅れた場合には、出産日までの間
産後	出産した女性職員が、産後の休養をするとき。	出産日の翌日から起算して

第27条

第6条の2関係



休暇		8 週間
妊娠 障害 休暇	妊娠による疾病又は異常のため就業が著しく困難な女性職員が願い出たとき。	
出産 補助 休暇	男性職員の配偶者が出産する場合で、次のアからオまでのいずれかに該当する当該男性職員が願い出たとき。 ア 出産に係る入院又は退院の際の付添い イ 出産時の付添い ウ 出産に係る入院中の世話 エ 子の出生の届出 オ アからエまでのほか、勤務しないことが相当であると認められるとき。	出産日の前後各 2 週間を通じ、3 日
育児 参加 休暇	男性職員の配偶者が出産する場合であって、その出産予定日の 8 週間（多胎妊娠の場合にあつては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する男性職員が願い出て、これらの子を養育するため勤務しないことが相当であると認められるとき。	5 日（短時間勤務職員にあつては、1 週間の勤務日の日数）
結婚 休暇	結婚する職員が、願い出たとき。	週休日及び職員の休日を除いて 7 日間（短時間勤務職員にあつては、1 週間の勤務日の日数に 7 を乗じて得た数を 5 で除して得た日数（1 日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数））
忌服 休暇	次号の表の左欄に掲げる親族の喪にあった職員が、願い出たとき。ただし、忌服期間中であつ	(1) 次号の表の左欄に掲げる親族の区分に応じ、同

	<p>ても、次のア又はイのいずれかに該当するときは、忌服休暇を与えない。</p> <p>ア 事故による欠勤又は休職中のとき。伊事務の都合により勤務を命ぜられたとき。</p>	<p>表の右欄に掲げる日数</p> <p>(2) 葬祭のため遠隔の地に赴く必要がある場合には、前号に定める日数に実際に要した往復日数を加算した日数</p>
年次 祭し 休暇	<p>配偶者及び1親等の血族（次号の表の備考2に掲げる子を含む。）の祭日に祭し（死亡後15年以内のものに限る。）を行う職員が、願い出たとき。</p>	<p>慣習上最小限度必要と認められる期間</p>
夏季 休暇	<p>夏季において、職員が願い出たとき。</p>	<p>第3号の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、同表の右欄に掲げる日数</p>
社会 貢献 活動 休暇	<p>自発的に、かつ、報酬を得ないで、国内において、次のアからウまでの社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う職員が願い出て、その勤務をしないことが相当であると認められるとき。</p> <p>ア 地震、暴風雨、噴火等により、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける災害が発生した被災地又はその周辺地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</p> <p>イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって理事長が別に定めるものにおける活動</p> <p>ウ ア又はイの活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その</p>	<p>(1) 1の年度につき5日（短時間勤務職員にあっては、1週間の勤務日の日数を上回らない日数）以内</p> <p>(2) 半日を単位に社会貢献活動休暇を与えた場合についても、日数の計算においては1日の社会貢献活動休暇を与えたものとみなす。</p>

	他の日常生活を支援する活動	
子の看護休暇	中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が願い出て、当該子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話又は疾病の予防を図るために必要な当該子の世話を行うことをいう。）のため勤務をしないことが相当であると認められるとき。	1の年度につき5日（対象となる子が2人以上の場合にあっては、10日）
短期の介護休暇	<p>負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者で次のアからウまでに定める者（以下「要介護者」という。）の介護等を行う職員が願い出て、当該介護等を行うため勤務をしないことが相当であると認められるとき。ただし、ウに定める者については、職員と同居しているものとする。</p> <p>ア 配偶者、父母、子及び配偶者の父母</p> <p>イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹</p> <p>ウ 職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で次の(ア)から(エ)までに定める者</p> <p>(ア) 父母の配偶者</p> <p>(イ) 配偶者の父母の配偶者</p> <p>(ウ) 子の配偶者</p> <p>(エ) 配偶者の子</p>	1の年度につき5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）

(2) 忌服休暇における親族及び日数

親族	日数
配偶者及び1親等の血族	7日間
2親等の血族及び1親等の姻族	5日間
3親等の血族及び2親等の姻族	3日間
4親等の血族	1日

備考

- この表において、生計を一にする1親等の姻族は、1親等の血族に準ずるものとする

る。

2 この表における子は、次の子とする。

- (1) 民法第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの
- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童
- (3) 児童福祉法第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童

(3) 夏季休暇における期間及び日数

職員	日数
6月16日現在在職する職員（休職中の者及び引き続き1月以上欠勤中の者を除く。）	6月16日から9月30日までの間において5日
6月17日から7月1日までの間の採用者及び復職者（引き続き欠勤中であつた者で、出勤したものを含む。以下同じ。）	採用又は復職した日から9月30日までの間において3日
7月2日から8月1日までの間の採用者及び復職者	採用又は復職した日から9月30日までの間において1日

備考 短時間勤務職員にあつては、この表において割り振られた日数に1週間の勤務日の日数を乗じて得た数を5で除して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、この規程による改正後の公立大学法人神戸市看護大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第2条、第5条から第6条の2まで及び第15条の規定は、公布の日から施行し、2020年4月1日から適用する。